



The new tax paradigm - time to act

2016 KPMG Asia Pacific Tax Summit

JW Marriott Hotel, China Central Place, Beijing
9-12 May 2016

KPMG Asia Pacific Tax Centre



中国移転価格最新動向

Thinking beyond regulation and policy

【KPMG中国】

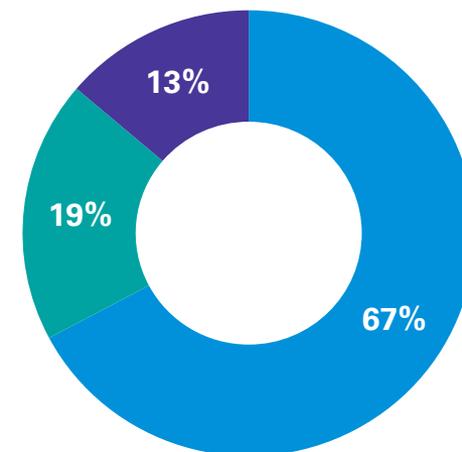
曾立新 (Zeng Lixin) (税務ディレクター)

李輝 (Li Lisa) (税務ディレクター)

中国移転価格業務の執行状況

移転価格業務執行の厳格化

移転価格管理による税収額						
(単位：十億人民元)	2010	2011	2012	2013	2014	2015
管理	7.2	20.8	28.3	37.7	39.6	41.0
調査	2.3	2.4	4.6	4.6	7.9	11.6
サービス	0.8	0.7	1.7	4.6	4.8	8.4
合計	10.3	23.9	34.6	46.9	52.3	61.0



管理

67%

全国的な関連者取引の同時文書の審査、移転価格自主調整、移転価格調査の追跡管理を含む日々の租税回避対策の管理

調査

19%

棚卸資産売買、役務取引、無形資産取引、持株譲渡取引等に関する正式な移転価格調査

サービス

13%

事前確認、相互協議

中国反租税回避の最新動向



2015年6月

『コストシェアリング契約管理の規範化に関するの公告』（「45号文」）を公布



2015年3月

国家税務総局は2014年反租税回避の実施結果、および2015年反租税回避の作業重点を公表した



2014年11月

国家税務総局は『一般反租税回避管理弁法（試行）』を公布



2014年9月

国家税務総局はBEPSプロジェクトの成果物について北京で説明会を開催した



2014年6月

78号文を公布。税収の流出を防ぐため、租税回避の推進を続ける



過去一年の中国租税回避対応政策の最新動向

2015年9月

2号文の意見募集稿を公布し、移転価格ガイドラインを全面改定する



2015年3月

16号公告を公布。国外ロイヤリティの関連規定を一層強化した



2015年2月

国家税務総局は7号公告を公布



2014年9月

54号公告を公布。企業が自主的に税法に遵守し、自ら税金追納するように提唱する

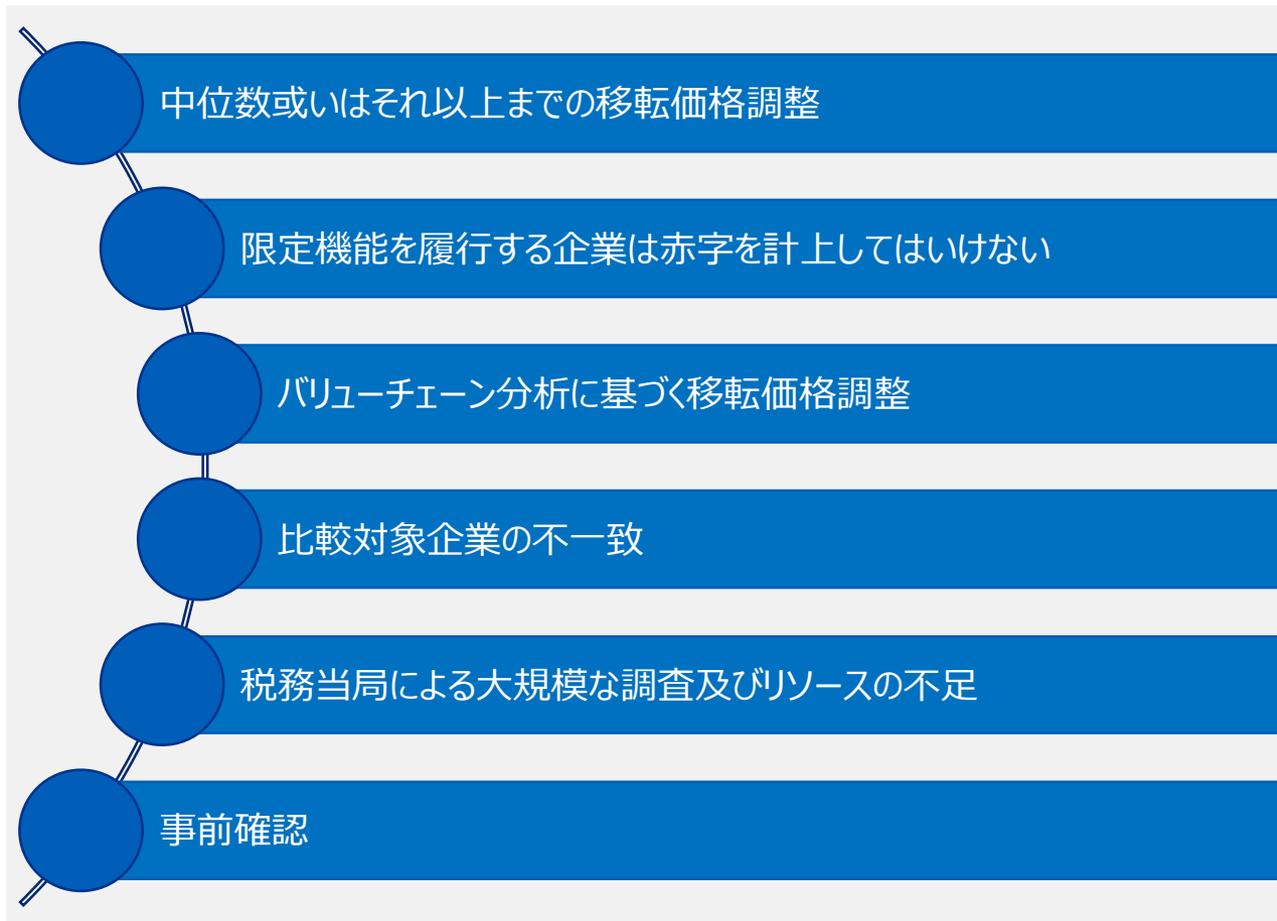


2014年7月

146号通達を税務当局内部で公布。対外サービス料とロイヤリティに対する調査を実施する



中国移転価格管理の実務特徴



二号文意見募集稿の特徴

-同時文書開示要請

三重構造の移転価格文書 体制及び『国別報告書』

BEPS Action Plan 13の
関連内容を参考に、今後
情報交換及び各国税務当
局との連携を展開

三重構造の移転価格文書体制、開示内容の大幅増加

マスターファイル：組織構造、事業内容、無形資産の情報、グループ
金融活動情報、税務ポジションなど

ローカルファイル：既存の同時文書より開示内容（バリューチェーン分
析、対外投資状況、関連者との持分譲渡取引に関する情報など）
が増加

特殊事項文書：役務取引、コストシェアリング契約、過小資本税制
違反

『関連取引往来報告表』に『国別報告表』が追加されるが、その具体
的なフォーマットはまだ規定されていない

同時文書の作成基準と免除基準を修正：363号文に加えて、限定
機能を履行し、かつ赤字を計上する会社は同時文書の準備義務が
ある。国内関連者のみと取引を行う会社は準備義務がない。

二号文意見募集稿の特徴 -役務取引

受益性についての判断

関連者との役務取引の合理性は**受益 + 独立企業間原則**で判断

16号公告と同様に、受益性のない役務を規定

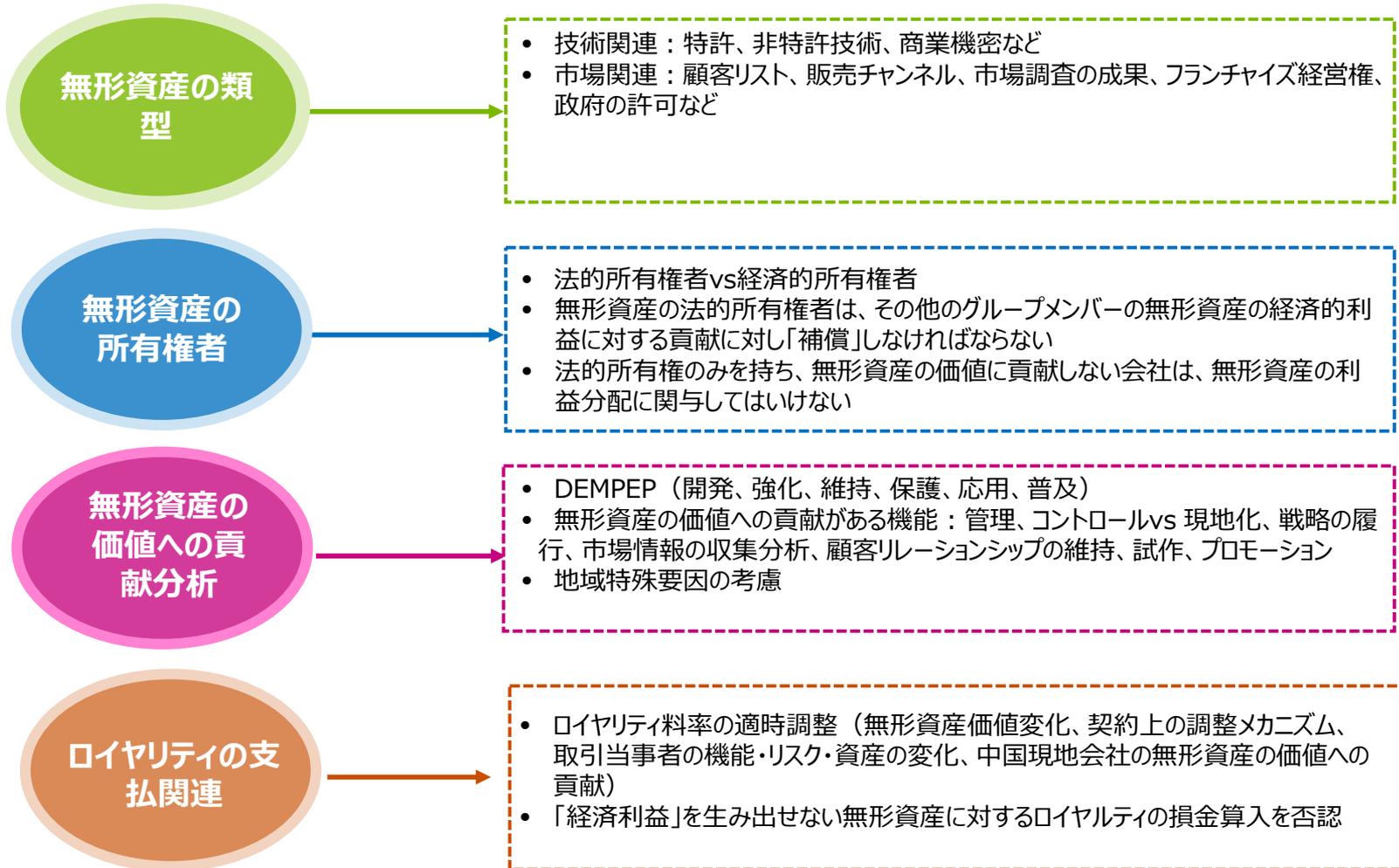
受益性のある役務：受入側に直接または間接的な経済便益をもたらす、かつ第三者が同様或いは類似の条件において購入したり、又は自ら実施する役務

関連者との役務取引につき、合理的なコストに合理的な利益を加算し価格を設定すべきであると明確に規定している

特別事項文書を作成し、役務取引の真実性、コストベースの集計と配賦方法、価格設定方法の選定、比較性のある第三者取引の有無や、各関連者が負担する役務取引の対価金額などを説明する

二号文意見募集稿の特徴

-無形資産





Q&A



移転価格税制の実務に関わる パネルディスカッション

Thinking beyond regulation and policy

【KPMG税理士法人】

角田 伸広 (パートナー)

大曲 伸弘 (パートナー)

【KPMG中国】

大谷 泰彦 (税務パートナー)

平澤 尚子 (税務パートナー)

曾 立新 (Zeng Lixin) (税務ディレクター)

李 輝 (Li Lisa) (税務ディレクター)

BEPSの概要

- ❖ BEPS（税源侵食と所得移転-Base Erosion and Profit Shifting）とは、多国籍企業が国際課税ルールの抜け穴、および各国税制の相違点や不整合を利用して、二重不課税を図るなど各国の税源を浸食する行為を指す。
- ❖ BEPSへの対応策として、2013年7月、OECDは、BEPS行動計画を公表。同年9月にサンクトペテルブルクで開催されたG20サミットで、諸国から全面的な支持を得た。
- ❖ 2015年10月に最終報告書が公表され、施行の段階に入った。
- ❖ BEPS行動計画の基本原則は、経済活動が行われ価値が創出される場所で利益が課税されるべき。

行動1: 電子経済の課税上の課題への対処

行動2: ハイブリッド・ミスマッチ効果否認

行動3: 効果的なCFC税制の構築

行動4: 利子等の損金算入を通じた税源侵食の制限

行動5: 有害税制への対策

行動6: 租税条約の濫用防止

行動7: 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

行動8-10: 移転価格税制（無形資産リスクと資本、その他の租税回避の可能性が高い取引）

行動11: BEPSの測定とモニタリング

行動12: タックス・プランニングの開示義務

行動13: 移転価格同時文書と国別報告書

行動14: 相互協議の効果的実施

行動15: 二国間条約改正のための多国間協定の開発

無形資産

❖ アクションプラン8における無形資産の定義や概念と日中が主張する無形資産とでは、どこが異なるか？

- DEMPEPのP（普及）およびLocal market advantageに対する理解
- 中国現地の製造活動、販売活動のグループ無形資産に対する貢献による地域性の要因
- 委託研究開発および成果の帰属と期待リターンの位置づけ

中国移転価格法規定全面改訂の背景(中国)

2号文意見募集稿
移転価格指針の
全面改訂

徴収管理法の改定
個人所得税の改革
検討中

2015年9月・60号公告

非居住者企業への優遇税制の行政手
続きの簡略化

2015年6月・45号通達

費用分担契約の行政事務手続きの
簡略化

2015年3月・16号公告

国外のロイヤルティ関連規定をさらに強
化

2014年11月・総局令32号

一般租税回避対策の規定の発布

2015年2月・7号公告

非居住者企業特有の居住者企業持
分譲渡等の財産の間接移転の管理
を強化

2014年9月・54号公告

企業に税法を遵守し、自主追加徴収を行うことを
要求

2014年7月・146号通達

国外サービス費とロイヤルティの徹底的な調査を開始

2014年6月・78号通達

税収の流失を防止するため、租税回避防止業務を引き続き推し進
める

ロイヤルティとサービスフィー

❖ 日本本社へのロイヤルティとサービスフィーにかかわる非貿易項目の関連取引に関して、BEPSプロジェクトを基盤に、日本親会社と中国子会社間ではどのように技術やサービスのポジションニングを行い、合理的に価格設定を行い、移転価格のリスクを軽減するか？

- 技術およびブランドの価値評価およびその対価決定ドライバー
- 「直接或いは間接的な経済利益」をどのように立証
- 持株活動（Shareholder Activity）に対する理解
- 中国での損金否定に対する対策

移転価格文書化

BEPSの概念に基づき、日中とも三重の移転価格文書体制の確立しているが、開示に対する要求が異なります。

日本における移転価格同時文書と
国別報告書に対する開示要求

<ミニマム・スタンダード>

BEPSアクション13

移転価格同時文書と国別報告書

移転価格税制の文書化に関するを策
定し、多国籍企業に対し、国ごとの所
得、経済活動、納税額の配分に関する
情報を、共通様式に従って各国政府に
報告させる

<2号改定版 **未発行**>
中国における移転価格同時文書と
国別報告書に対する開示要求

移転価格文書化

❖ 日中で作成する移転価格文書どのように、BEPSに基づきながら各国の要求を満し、かつ、移転価格リスクを最小限にコントロールするか？

- マスターファイルに関する法定開示内容の差異
- マスターファイルに関する法定開示義務の差異
- 導入時期及び日中間のTiming Differenceへの対応
- 移転価格文書（CbCレポートも含む）の使い方
- ローカルファイルに関する中国特有の法定開示内容（バリューチェーン分析など）
- 親・子会社による移転価格文書化の間の緊密な連携

移転価格文書の提出期限

❖ 移転価格文書の作成・提出期限は日本と中国で異なることが想定されるため、どのタイミングで作成準備を始める必要があるか？

例：日本親会社・中国子会社ともに12月決算会社を想定

日本

マスターファイル・国別報告書：
2016年4月1日開始事業年度より適用開始→1年以内に提出
ローカルファイル：
2017年4月1日開始事業年度より適用開始→申告期限までに作成



中国

マスターファイル・ローカルファイル：
2016年4月1日開始事業年度より適用開始→1年以内に提出
国別報告書：
中国当局は、原則として租税条約の交換規定に基づいて、相手国当局より中国における外資系子会社の国別報告書を入手する。



マスターファイル・ローカルファイル
適用初年度

講師紹介

角田 伸広 (KPMG税理士法人 パートナー)



2013年KPMG税理士法人国際事業アドバイザーに参画し、現在は主として移転価格業務に従事。国税庁において、国際業務課長（2011-13）、東京局課税第一部長（2010-11）、大阪局課税第一部長（2009-10）、同調査第一部長（2009-10）、相互協議室長（2006-2008）、国際企画官（2004-06）、広島局調査査察部長（2003-04）、IMF財政局コンサルタント（2000-02）、東京局国際情報課長（移転価格担当）（1996-1998）等を歴任。さらにOECD租税委員会にてOECD移転価格ガイドライン改訂の議論に日本国代表として参加。無形資産取引に係るOECDガイドライン策定（1996年）や無形資産取引に係るOECDガイドライン改訂のためのディスカッションドラフト策定（2013年）、BEPS（税源浸食と利益移転）への対抗策としての行動計画策定に携わる。UN国際租税協力専門家委員会では、国際連合モデル租税条約改訂（2011年）、新興国・途上国のための移転価格実務マニュアル策定（2012年）に関与した経験を有する。

大曲 伸広 (KPMG税理士法人 パートナー)



慶応大学経済学部卒業後、朝日監査法人（現あずさ監査法人）に入所。主に上場企業等の監査業務に従事。1998年アンダーセン税務事務所（現KPMG税理士法人）に転籍。主に日系および外資系企業に対して、事前確認手続、相互協議申立手続、移転価格調査、不服申立手続、税務訴訟等に関する支援業務を提供する他、移転価格文書作成、移転価格設定方針立案等の業務に従事する。本邦、並びに、諸外国の税務当局との折衝手続に関して豊富な経験を有する。主な専門分野は、移転価格調査対応に係る支援業務、不服申立手続（異議申立手続、審査請求）、税務訴訟に係る支援業務、移転価格事前確認手続に係る税務代理業務、相互協議申立手続に係る支援業務、本邦並びに海外税務当局との折衝支援、移転価格文書作成支援、移転価格設定方針の立案業務など多岐にわたる。

講師紹介

大谷 泰彦 (KPMG中国 税務パートナー)



大手海運会社勤務を経て、1994年KPMGニューヨーク事務所に入所。その後、米国、日本および中国において活動する日系企業に対して、各種移転価格コンサルティングサービスを提供（移転価格プランニング、文書化、調査対応、および事前確認・相互協議など）。2007年よりKPMG上海事務所にて、商社・電気・製薬・その他製造・運輸・流通・金融などの様々な分野の日系企業へ移転価格サービスを提供しており、現在中国エリアの日系企業向け移転価格サービスの責任者を努めている。

また、日系企業が直面する移転価格問題について、セミナーでの講演や雑誌への寄稿を多数行っている。

平澤 尚子 (KPMG中国 税務パートナー)



2004年より北京および天津にて中国に進出する日系企業向けに移転価格および税務専門コンサルティングサービスを提供する。移転価格分野においては、移転価格リスクレビュー・ベンチマーキング分析や報告書の作成、税務調査対応並びに事前確認申請等、数多くのプロジェクトを担当する。また、移転価格分野以外の中国税務に関するコンプライアンス・年度申告サポートおよび税務コンサルティングについて豊富な経験を有する。2010年から2011年まで日本において移転価格コンサルティング業務に従事しており、日中両国において、企業再編、タックスプランニング、移転価格（二国間事前確認制度を含む）に従事した。中国税務当局向けに、移転価格税制の講師も行い、税務当局との良好なリレーションシップを構築している。

日本語以外に、中国語および英語を流暢に話し、付加価値の高い専門サービスを提供している。

講師紹介

曾立新 (Zeng Lixin) (KPMG中国 税務ディレクター)



KPMG入所前は税務当局で反租税回避業務に関し20年以上の勤務経験を有する。中国最初の反租税回避業務を担当する税務当局者として、一連の重要かつ典型的な移転価格案件及び相互協議を担当。中国における国際税収管理の中でも画期的な案件である、中国第一例（中日最初）と第二例（中米最初）の事前確認業務を担当。

税務当局在籍時には、中国各地の税務当局に協力し、反租税回避業務に関するトレーニングを数多く開催。担当した案件の多くは、中国における国際税収作業会議で紹介され、また、中央巡視チーム、国家税務総局党理論学習中心チーム、全国税務局長会議で反租税回避について報告を行った経験を有する。中国における移転価格税制の構築と執行、発展に重要な貢献をした中国移転価格税制における専門家の一人である。

李輝 (Li Lisa) (KPMG中国 税務ディレクター)



日本にある大手米国金融会社を経て、2006年KPMG北京事務所に入所。中国で活動する電子、製薬、一般消費財、自動車等、多種多様な業界の日系企業に対して、移転価格コンサルティングサービスを提供。具体的には、移転価格文書化、移転価格リスク分析、移転価格方針の立案、移転価格調査支援、事前確認（APA）の取得等の支援を行っている。中国、日本の両国において、日系企業向けに、中国における移転価格税制についての講師を多数行うとともに、中国税務当局向けに、移転価格税制の講師も行い、税務当局との良好なリレーションシップを構築している。



Q&A



kpmg.com/socialmedia



kpmg.com/app



© 2016 KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no services to clients. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name, logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.